

(i)

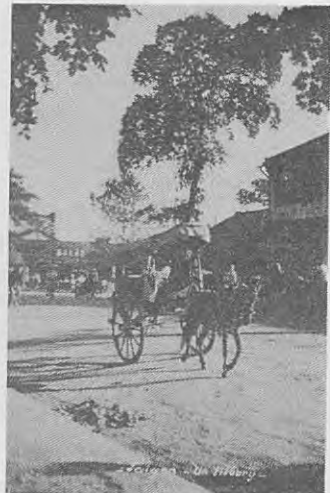
序文がはり

「南十字星を仰いで」は実をいうと私の著でも、創作でもない。友人弁護士さん、H君、M君、通訳人Y君、元海軍囑託A君、元大尉T君はじめ二、三の将校、外交官のOさんKさんなど多数の人々の口を藉り、手を藉りて、あつめた資料―手紙、日記、手記、新聞雑誌記事の蒐集録であります。これらはこの戦争の後仕末の一つ―戦犯弁護のために、努力した人たちの記録であり、見聞記です。それには断片的のものもありました。また相当に体をなしてまとまったものもありました。私はこれのいわば整理人であり、編輯者であるともいわれましよう。

これらの資料はこれをそのままに散逸させ、または未公表のままに葬り去られ、忘れ去られるには、余りにも貴重であり、惜しいと考へた私は、これをまとめて、一本にしたわけであります。もと／＼この人たちの手になつた材料は、なるべくそのまゝの姿で保存することにつとめました。いくらかその材料の取捨選択、体裁、文脈、表現の方法には苦心を加へました。また表題、順序などには、主として私案をとり入れたことは言ふまでもありません。

この随筆はときには、ある方面の人達に、不快なおもひをかけることもあつたかも知れませんが、が、彼らの気持はプロローグにかきあらわされてゐます。私も共感するところです。このルポルタージュが、かならず読書人の共感を得られることを信じて、強いてこれを出版しました。手を藉して下つた多くの方々にこのさいふかく御

### 序文がはり



サイゴン二景 著者が滞在した当時(1947年4月~1948年3月)のサイゴンの風景を収めたものと思われる、この二枚だけがノートに挟まれていた。

#### TIME SHEET FOR JAPANESE LAWYERS

Name \_\_\_\_\_ Case No. \_\_\_\_\_ Name of Case \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

|     |     |     |     |      |     |     |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|
| Sun | Mon | Tue | Wed | Thur | Fri | Sat | Total |
|     |     | 8   | 8   |      |     | 8   |       |

Overtime: \_\_\_\_\_

Regular Hours: \_\_\_\_\_

I certify that the hours indicated above are those which I have worked from \_\_\_\_\_ 1947, through \_\_\_\_\_ 1947, inclusive.

(Signature)

Lawyers are paid on a daily basis of eight hours. The maximum accruable time for any one week is seven days or fifty six hours. Pay sheet must be submitted to Mr. Taniguchi each Monday morning and a new slip received from him at that time. Time reported shall include travel, investigation, preparation, organization and trial of cases. Time sheets will not be submitted for period between completion of investigation and start of trial, nor during periods when activity is dormant.

弁護士活動調査 シンガポールにおける弁護士活動調査と思われる。ノートに挟み込まれて保存されていたもの。

(目) 礼を申しあげます。  
一九四八年八月

千葉南海夫

序文がはり

目次

|             |    |
|-------------|----|
| プロローグ       | 一  |
| 南十字星を仰いで    | 六  |
| 日本人の道徳性     | 一〇 |
| 戦犯裁判アウトライン  | 一三 |
| グルウ大使の手記    | 一四 |
| 拷問のいろ／＼     | 二六 |
| 死刑となったケースの例 | 三〇 |
| 家族からの嘆願書    | 三三 |
| 河井中將の手簡     | 三六 |
| 無罪の言渡しをうけた記 | 三九 |
| 大葉子の歌       | 四三 |
| 掠奪強姦勝手たるべし  | 四七 |
| 川島芳子の自弁     | 五二 |
| 老牌漢奸殷汝耕     | 五九 |
| 満州国要人の運命    | 六六 |

目次

(目)

|            |     |
|------------|-----|
| 中国での戦犯裁判   | 七   |
| 遊蕩三昧       | 一〇一 |
| 生命の価値      | 一〇五 |
| 在外商社       | 一〇九 |
| プロコンドール流刑島 | 一一一 |
| 硯石龍次伍長の横死  | 一一四 |
| 昭和の蜂須賀部隊   | 一一〇 |
| ランソン事件     | 一一四 |
| 俘虜の虐殺      | 一二七 |
| 幼年学校生徒の虐待  | 一三一 |
| 二つの戦犯者の刑死  | 一三六 |
| フランスの通敵罪   | 一四四 |
| 巴里の戦犯法廷    | 一四八 |
| 新聞記事の扱ひ方   | 一五〇 |
| 越南独立聯盟     | 一五五 |
| 越盟の囚人      | 一六〇 |
| 外人部隊       | 一六五 |
| 秦の虎        | 一七三 |

|              |     |
|--------------|-----|
| 白象の国         | 一七七 |
| 死の秦麵鉄道       | 一八四 |
| 参謀の責任        | 一八九 |
| 嘘発見薬「パントタール」 | 一九六 |
| 白人慰安婦        | 二〇〇 |
| ベイカン         | 二〇七 |
| 曝露と反省        | 二〇九 |
| 西貢で洋行        | 二二三 |
| 荒城の月         | 二二五 |
| 危険な言葉        | 二三四 |
| ウィン憲兵隊事件の反省  | 二三七 |
| 梅毒の接種        | 二三八 |
| 英軍軍法廷        | 二三八 |
| フランス軍法廷      | 二四八 |
| 戦争と戦犯裁判      | 二五〇 |
| 英船デルワラ号      | 二五六 |
| 後書き          | 二六三 |
| 解題           | 二六五 |

## プロローグ

「南十字星を仰いで」は、私達、戦犯弁護団の人々の見聞録であり、感想録でもある。

一九四六年二月ごろから、まづシンガポールで開かれた英軍戦犯法廷には、旧司政官や、軍の法務官の経験をもつた人たちが、日本人弁護人として、英軍の特別許可をうけて出廷した。この臨時的の措置は、約六ヶ月つづいた。だが、元司政官や法務官たちでは、もと／＼被告人らと同様に、JSPの身分である。ために、十分の主張も、したがつてまた十分の弁護もできないばかりではなく、これらの人たちの中には、「昨日は人の身、今日は吾が身」、何時なんどき犯罪の嫌疑が、自分の身にふりかゝって来るかもしれない。また弁護人が、担当してゐる事件と繋り合ひをもつ仕事にかつては従事してゐた者も少なくない。それに、本来弁護士としてあるひは通訳者としての教育、経験をもたないこれらの人達にとっては、これまた戦犯弁護の目的を十分に達しえられないことは、論をまたない。

そこで現地に抑留され、あるひは刑務所に収容されてゐる幾万の日本人——兵隊も、民間人も、役人も、ひとしく内地から新鋭な専門の弁護人通訳が、一日もはやく派遣されることを翹望した。

現地の人たちの要望と、こんなんな事情はわれ／＼にも理解される。が、長い期間東京をるすにすることは、いまの時代には、相当の犠牲をかくごせねばならない。家庭の事情も考へねばならない。ともあれ、復員庁のしめした要求と条件に応じ、渡航を快諾しうる者はそう多数にはなかつた。私たちは、私どもの犠牲をしのび、終戦後の現地の事情をしりたい欲求と、聯合軍軍事法廷の実際をも経験しておきたいとの希望も手伝つて、復員庁

の要請と、未復員者の家族の懇願とに、応えるやうに決心したのだった。

そうして、復員庁の嘱託として派遣された弁護士、通訳は、ガム島、フィリッピンの米比軍事法廷、マカッサル、パタビヤ、スラバヤ等のオランダ軍の法廷、仏印のフランス法廷、シンガポール、香港、ビルマ等の英軍軍事法廷へそれ／＼東京から出張した。

弁護士、通訳人の人選、選考には、一応復員庁の苦心のあったこととは思ふが、じつさに現実にい／＼の仕事にたづさわってみるに及んで、各人の才能、人格、誠意などに、格段の差異のあることが発見された。おなじ国の士官のなかにも、少尉から大將、元帥などの別があるやうに、おなじ資格の弁護士または通訳のあひだにも、実質的にはそうした数個の段階のあることは、当りまえであらう。それは仕事をともにし、数ヶ月起居をともにしてみて明瞭に、はな／＼つされた種別の差だ。本来平等なるべき人間のあひだでも、人の能力、人格性質は、決して平等ではないのだといふことがはつきり教えられた。これを一様に取扱ふところに無理ができる。不満も生ずる。

多数の人の集団生活には、自由のなかにも秩序と責任と、統率とが必要である。このことが、またこの出張を通じて呑みこまれた。今の日本人にかけてゐるものがなんであるかが如実にわかった。もつとも、こうした日本人の欠点は、外地に残留の日本軍隊のあひだにも一層激しく指摘された。これは自由平等の思想的訓練にかけた日本人のまづ自覚し、習練すべきところであらう。

われ／＼の本来の仕事は、戦犯者の弁護にあつたので、その見聞するところも、経験するところも、仕事を通

じて得られたものが多いのは当然である。われ／＼の日記や手記が、戦犯にかんれんするものが多いのも、また論をまたない。しかしながら、われ／＼が各地に滞在一年半のあひだに、めについた現地の事情とか、敗戦後の現地人の日本人に対する感情だとかは、できるだけメモにとどめた。または手記をした。J・S・P收容所の抑留者や刑務所に拘禁されてる者の生活、法廷の出来事、この戦争中におこつた事件、日本軍の内情などについては、キャンプに生活するい／＼の将兵、文官、民間人、または現地の住民から語られた、会話の断片からうかがはれた。それはこの戦争中、われ／＼の想像もしなかつた、また耳にもし得なかつた珍らしい事ばかりであつた。裁判の公判廷や記録のあひだからも、新聞雑誌の記事からも、私達は多くの智識をえた。そしておどろきもし、悲しみもし、また憤慨もした。この敗戦が日本の受くべき当然の運命であることも識るにいたつた。

こうした智識を、その場かぎりの話として聞き流し、忘れ去ることは、余りに貴重でまた惜しくもあつた。われ／＼は、その中のあるものを日記にし、または手記し、あるひはメモとして簡条書きのまゝに書き止めることに力めた。が、はじめから一冊の本にまとめるといふ、確かな意図をもつてゐなかつたのだ。そのため、かくところに精粗の差ができた、話の真相について信用の確度が、まち／＼だったりすることは己むを得ない。ばかりではない。もと／＼私達は、作家でも文筆の士でもない。美しい文学的技巧をしらない。こゝに書いてある文章が、はなはだ幼稚であることも知つてゐる。文学的作品として、興味ふかく、他人によませる価値のあるものでないこともまたよく分つてゐる。

だがこの本は、謂はば私たちの随筆である。そして随筆とは、もと／＼筆のすざびであり、漫筆である。何のまとももなく、そこはかとなく書きつらねたものである。組織も一定せず、興にのり、感興の催したところを記せばそれでよいわけだ。内容は雑多であり、粗密のあることも許されるところであらう。

尤も随筆ではあるが、事件のルポルタージュだけに墮しては、面白くない。学術書や、官庁への復命書ではないのだから、筋なり趣意なりを説明するばかりではなく、事実を生き／＼として印象づけたり、事件の進捗する光景を想像させる必要がある。そのためには、客観的な描写や、これに対する主観——批判が加えられることもあらう。だが、それも所詮は詞藻の才をもたぬ素人のひとりよがりや、冗漫にすぎたり、簡単に書き捨てたところもある。それにしても、文章をかくことの難事を痛感する。あえて、枕の草子や徒然草の域に達しやうとするだいでそれた野心はもち合せない。が、私たちがこれをしほに、作文の稽古に心がけやう。

書中の人名には、多くは、仮名を用ゆることに心を配った。だが、新聞雑誌や、公開の法廷などで、公にされたもの、またはこゝに公表しても差支へないと考へられた事柄は、あえて話しのまゝ、見たまゝを書いた。職業上の、秘密漏洩にわたらないやうに注意をしながら、多数の人の名前をかりたり、事件の内容をありのまゝにつたえることに努力したために、ある種の内幕話(インサイド、ストウリーズ)は、ある者を不快にしたかもしれない。随分と無遠慮な暴露や、罵倒をこととしたかのやうにも、誤解されないと限らない。しかし「リンカーン」の言った言葉のやうに、「(With malice toward none; with charity for all)」「何人に対しても悪意を抱かず、すべての人にたいし、慈愛の心をもって」書いたものであることに間違ひはない。

日本人は、この戦争に敗れたことは知ってゐるが、「何故に」といふことを知る者はすくない。これを識つてゐる政治家や元軍人は、これを公にすることは、じぶんの不明や、失敗を告白することとなる。これを詳にする戦争中の侵略讃美の評論家も、政治家達と同様に、苦しい立場におかれることを惧れて、すべて黙殺的態度をとるの悲願である。

或人の言ふやうに「近頃の反動攻勢の組織的にかつ実質上強力に進出してきて、終戦以来の、ラジカルな波は正面から喰ひとめられ、阻まれ、弱い波の側面が打撃をうけ、吾れ／＼の思惟も日々ゆさぶられながら、次第に激んだ、息づまるやうな停滞の中に、やゝもすれば追ひこまれようとしてゐる。さあ、目を醒せ！」である。

終戦後既に三年、いまだに救はれたい餓餓、空爆の荒廃、多くの人々の生別と死別。まづしい零落のなやみや流離のうれい。横行する強暴と悖徳。あまりにも変りはてた今日の暗黒さ。嘗ての光榮ある日本を滅亡に導いた、敗戦の責任を問ひ糺し、敗戦の横顔を描きだすことが、とりもなおさず日本を建直す所以である。この本の出版の意味もそこにあるのだ。

なほ慾をいへば、トルストイがナポレオン戦争を題材にして「戦争と平和」を書いたやうに、私達のかいたこの報告が何かの示唆または材料となつて、これを現実的な作家の感情と、世界観をもつて統一し、「戦と平和」をかいてくれる作家がゐたなら面白からうにと、由ない空想をめぐらすことは不遜であらうか？

## 南十字星を仰いで

大閣記のなかで大閣が、「一石米を買ひかねて、今日も五斗買ひ、明日も五斗買ひ」と秀吉が曾路利新左衛門に冷やかされたとか。時人がそり落首したとかいつてゐる。が、それにもまして、私等の出発は延期に延期をかさねて、既に二ヶ月以上も焦慮の月日をかさねた。この大戦の後仕末、海外に渡航して戦犯弁護の仕事をするといふことは、弁護士としての劃期的な歴史にのこる仕事の一つだ。これに従事するといふ興味と、一種の感激にた興奮とがやうすれかけた時分、やうやく出発の日時が最後のにきまつた。「やれ／＼人に気をもましたものだ」。

昭和廿一年九月十六日夜、私達戦犯弁護団の一行は、SCAPの指示にしたがつて、東京駅のRTOに集合した。こゝから列車で呉港にはこぼれ、呉港から英船マタロア号に便乗。一路シンガポールに向つた。そこに着いた上は、それ／＼南方各地の聯合軍戦犯法廷に派遣されて出廷する。これが私たちに与えられたタスクだ。……激しい米機空爆は、東京駅のあの赤れんがの建物と、ドームのやうな丸屋根とを炎上させて、つるのやうに曲つた鉄骨と、あか茶けた煉瓦かべの残骸だけをのこした。その残骸は急造の板囲ひとトタン屋根が葺かれて、からうじて風雨を防いでゐた。さいわひその日は好天気にくぐまれ、構内の雨もりや泥土にはなやまされなかつた。だが、埃りっぽい空気がうすぎたなく、うらぶれた人々の波と一緒にうづまいて惨然として私たちのかどを見送つた。むかしの壮行とことかわり、敗戦の尻拭ひといふ冴えない役目を引受けて、辛うじて免れてきた南方の地に、みづから再び足をはこぶ運命の皮肉に私は自嘲して苦笑した。

私は友人Kから借用した小型の旅行鞆と、手垢にうす黒くなつた古い赤皮の折鞆とを両手にさげながら、定期に参集してきた同行の弁護士、通訳、世話係の人たちと一緒に、あわたたしく駅の階段をのぼつた。

八時三十分発の下関行き急行の列車は、れいによつて超満員。うすぐらい乗車ホームはごつた返しの雑とうを呈して、人々は車室の入口にあらそつてゐる。私たちは聯合軍専用の車室に悠々と乗つた。一行十六名と護衛の英軍将校一名だけを乗せた車室は、さびしい程ひろ／＼としたものであつた。こゝ数年らしい、殺人的な超満員列車に、ひさしく慣らされてきた私たちは、三等車のかたい腰掛けを不満とおもうより、むしろ勿体ないとさえ感じた。

静岡、浜松、名古屋は、ねむつてゐるあひだに通過した。その空爆の跡はみのがした。大阪、神戸、姫路などの町の荒涼たる景色は車窓からながめられた。もう灰燼を予期してゐたことと、列車の速力が寸時に荒廃たる都市を離れ、視界がすぐ初秋の黄ばみかゝつた、沿道の美しい自然に転換されるため、深い感慨にふける暇もたれなかつた。

あくる日の朝食も昼食も、列車の座席ですませた。英軍から支給された野戦レーションをつまんだだけでは幾分の空腹感をはなれ残つたが、「今日からは、食糧の配給や、買出しに煩わされずすむ。」と思つただけでもノンビリした。そして、悠々と座席に足をのぼした。昔のたのしい旅行をつづけるかのやうな、変な錯覚に陥つた人々は、夜来の不足した睡眠をとりもどすためのやうに、居睡りがちであつた。

列車は休止することを知らぬもののやうに走りつづけ、翌日の午後四時、呉港についた。私たちは、長い汽車旅行でつかれた驢をはこんで、駅前についた。みすばらしいバラック建の駅の前から、市街地をみる。空爆の猛火で、一面の焼野原と化した焼跡は一部整理されてゐる。裸のマッチ箱のやうな板張り小屋が、黄塵のなかに点

在して煙つてゐる。市街は二、三割方復興したとある人が言った。

迎ひの英軍トラックに乗せられて、半壊の道路や、造船所や、工廠の廃墟の間をぬふやうに走って、埠頭についた。港内にはまだ重油の流れる海中に浮んだ棧橋。水際に影をひたすやうにして身をくねらせた黒い鉄骨。胴部の上半部を浪にうたして沈んでゐる軍艦、商船。斜にかたむいたマストや煙筒だけをみせてゐる船、舳だけを空中にあげて、断末の叫びを叫ぶかのやうな船艇が数へきれない。すべて動かしがたい敗戦の実相だ。

煙の出ないまゝに林立してゐる工廠の煙突は、焼払はれた開墾地の並木のやうに、高く、真黒に立ってゐる。一層荒寥の感がふかめられる。完全なもの、生きたものの残つてゐない「死の港」のなかに、珍らしくも、むかしのままの姿をした航空母艦、「瑞鳳」がジツト投錨してゐる。やがて聯合軍にひき渡され、解体の運命をまつてゐる唯一の残存空母だ。

英船マタロア号は、マッシュルムのやうな型の一本煙突をもつた一万二千噸の巨船。船体の上半身を白色に、下半身を藍灰色にぬつて、棧橋によこづけされた。既に出港の用意をおわつて、しづかに吾れ／＼の乗船をまつてゐた。船には、高松からリバプールに帰還がいせんする英本國兵千二百名が搭載され、甲板の上や、船艙に腰をおろして、落付いた声でしづかに語りあつてゐた。

私たちは前橋の真下にちかい、下甲板の兵員室の一角を手へられた。そこがわれ／＼の食堂でもあり、寝室でもあつた。寝台はハンモックだ。釣床の下のテーブルは、食事ときには英兵員の食卓ともなり、雑談の場所ともなつた。食事も英の兵隊なみ。当番をきめて、司厨室から料理、紅茶、パンなどをアルミの食器で受領してゐること、ハンモックは各自が整理して、毎朝甲板士官の点検をうけること、などの手順をさだめた。料理の受領、点検の立会ひなど、通訳陣の活動は乗船とともにもう初められた。

夕五時出港。船は瀬戸内海の小島の間をぬつて、数時間の後には豊後水道を東航。私たちはむし暑い船室をのがれて、涼しいデッキにでた。そして舷の手すりによつて、はるかに煙る九州の山々を右舷にながめた。左舷には島のかげはみえない。四国の空あたりは、一面に暮色が濃くなるにつれて、右舷の空は、一層淡水色にあかるくなつて行く。大ドームの内部をみるやうな天空には、二、三本の白雲が掃いたやうにながれてゐる。初めのうちは淡朱に、ついで茜色にそめられた。茜色の雲はやがて空一面にひろがつて、真紅色の数十条の彩雲となつてもえた。それはターナーの描く大幅の洋画をみるやうな、壮麗きわまる自然美だ。ひさしい間、われ／＼から離れてゐた自然美がふたたび吾れ／＼にもどつたやうに思へた。

戻つたやうに思へた、といふは形容の詞ではない。ながい間の戦争中の焦慮や、空襲のくるしき、これにつづく敗戦後の虚脱、混乱は、吾れ／＼から自然美を噴賞する心の余裕をうばつた。この余裕は、いま英船にのつて、こうして日本を離れることによつて幾分とり戻された。が、昨日までの現実や、ちかい過去の記憶はいまだに生々しい。一寸じに自然の懐にまだ飛びこむで行けない。自然美を素直に讃嘆し同感し得ないのだ。われ／＼の惨苦と過去の記憶はまだあまりに強いのだ。

かうした越えきれない感情のはざまに陥つてゐる間に、海上は蒼茫と暮れた。そして船は私たちの感情をのせたまゝ針路を右転し、ひたすらに南下の航海をいそいだ。

航程二千六百哩、直航七昼夜。赤道直下の半島には艦禁停留の幾万の同胞が、南十字星を仰ぎながら、われ／＼の来援を焦慮して待つ。

## 日本人の道徳性

日本人は国家にたいする道徳とか、忠国愛国とか、家にたいする道徳とかは多年修養され、習慣づけられた。が、対社会とか、対人類とか他国人に対する広い道徳、または博愛の親愛や隣人愛の感情は久しく涵養されるどころがなかった。これは、日本人が数百年の封建政治の下に、島国生活を営んで、殊に明治以来八十年間も非人間的な政治を続け、外界のひろい世界に心から接しやうとしなかった結果である。「家を出でては七人の敵がある」とか、「旅の恥はかきすて」だとかいふ言葉のなかに、日本人の社会性のない国民性が籠ってある。そして終戦までは気狂じみた日本主義、国防国家、一億特攻などを叫んで、日本人は全くさざえのやうに固い殻の中に閉じ籠って国際孤児となってしまった。

Le JAPON と称する小冊子がある。原書は一九四四年四月、「ニューヨーク」で発行するアメリカ有数の雑誌「Fortune」に掲載された記事を、一九四四年十一月に訂正補充して、一冊にまとめたものがこの英文小冊子である。それを聯合國側の一国、フランスまたはベルギー等のために、仏文に翻訳したのを私は西貢でみた。一九四四年といへば、終戦のまえの年である。アメリカが戦時中、または戦前から丹念にあつめた日本に関する情報の一部が、雑誌「フォチュン」に発表されたものであらう。

専ら出征軍人の参考として、簡潔に、日本人の人情や、日本の事情をせつめいした小冊子である。アメリカが戦時中も、いかに敵国日本を研究することに熱心であったかをしめす証左の一つだ（日本で戦時中、こんな企てをした人があったとすれば、利敵罪だとかスパイだとか罵られてブタ箱につながれ、書物は発売禁止されたであらう）。人もり

こうになって、「旅順の城は落ちずとも、君死にたもうことなかれ」などと、胸のすくやうな大胆さで、詩をよむ一人の男性すらなかった。一人のロマン・ローランも、現になかったのだ。そして何も見ず、馬車馬のやうにまっしぐらに敗戦の一路を駆った。

この小冊子「日本」は、決して日本を侮辱したり、悪罵したりするものではなく、日本人の悪い一面を巧みにつくとともに、真面目に日本人の美点を指摘することを躊躇しない。日本家屋の清楚なこと、日本人の生活の質素で簡易であること、その態度、物腰のしとやかで物静かなことなどを讚美してゐる。「が、こうした日本人が、一度び家を後にして外国に出たときは、俘虜を侮辱し、啖を浴びせ、殴打、足蹴りにして拷問にかけ、これを飢餓に陥れることを平気でやる。中国に於て婦女を強姦したうへ、銃剣をかざして胎部や陰部を刺し、老人や小児の群をとらへ、之に石油を注いで焼きころし、非戦闘員を集団的に銃剣で屠殺する。残虐を行った日本兵も、こうした家から出た、同じ日本人たちである」と謂つて国外における日本人を説明し、ところが「彼等はうちにあつては愛すべく、思ひやりのある人々だ。彼等は、洗練された礼儀のセンスをもち、馬鹿丁寧な程、沢山の御辞儀を繰返したうへ、はじめて会話の口をきる。」と比較してゐる。

彼らは国外にでた日本の兵隊と、国内にゐるあひだの日本人とのこうした対蹠的な態度、この不可解な国民性には、多分の注意を払はねばならぬことを指摘してゐるのだ。この日本人の非社会的な性質、公共的精神の欠けた弱点は、従来といへども既に人々によって説かれたところである。が、これ程までにひどいとはだれも想像しなかった。

国内に居る日本人は、自分たちの良き父であり、夫であり、愛すべき子であり、兄弟である日本兵が、そして

軍紀嚴肅なる皇軍が、外地においてこうした悪魔のやうな、殘虐無道の行ひを敢行しやうなどは夢想だもしない。戦争中、そうした噂を耳にすることがあつても、それは敵の逆宣伝であるとしか考へられなかつた。無論官僚、軍閥は、強いてでも国民にむかつてそう確信させやうと、嗤ふべき努力をした。

しかし、悲しくもそうした噂は真実であつたのだ。軍隊にしたがつた軍人軍属や、海外の占領地にあつた邦人は、こうした真相を知らない者はない。けれども、いまは戦犯にとわれることを惧れて沈黙してゐる。あるひは致論にも口を拭つて不知をよそほつてゐる人が多い。そのうちのあるものが戦犯事件として聯合軍の軍事法廷につれ出され、幾多の証人の証言や、陳述書によつて、動かし難い事実として、われ／＼の目のまえに展開した。

われ／＼は、臭い物にふたをせず、また、詭弁を弄することなしに、事実を事実とし、事の真相を究明したい。かうすることによつて、日本国民の反省をたすけ、日本の国民性を陶冶する、厳しい鞭たらしめねばならぬ。

「日本」はその内容を全部通読する暇がないうちに、仏軍の友人にこれを返還した。が、その目次をみただけでも興味ある読物と思はれた。おそらくその英文冊子は、東京のアメリカン・ライブラリーにも到来してゐることと思ふ。機会をみて探すことにしやう。その目次。Ⅰ、神がかり。Ⅱ、天皇を動かす者は誰か。Ⅲ、臣民。Ⅳ、藤野氏の考へ方。——隣組常会の模様を記したもの——。Ⅴ、小産業と大戦争。Ⅵ、戦争への道。Ⅶ、征服の地政学。Ⅷ、今をときめく軍隊。Ⅷ、日本人のアジヤ。Ⅹ、日本人の人口。Ⅺ、日本処理の方法。附録。Ⅰ、日本人は真珠湾を覚へてゐる。Ⅱ、日本人がマニラにやつて来たとき。以上。

### 戦犯裁判アウトライン

先づ全貌をのべやう。一九四六年九月十六日夜だ。私達戦犯弁護班の一行は、SCAPの指示にしたがつて、東京駅にあつまつた。翌日の午後は、すぐに呉港から英船マタロア号の便乗者となつて、一路シンガポールの海をいそいだ。

一週間後われ／＼の一行は、星港から分れて、南方各地の聯合軍戦犯法廷に出張した。そして最も長期にわたつた二、三人の人々は、一年半の仕事をおわつて、今年三月中旬、呉、広島に帰還上陸した。そしてそれから各々の郷里に分散してかえつた。

私たちは、この間シンガポールを中心にして、香港、英領北ボルネオ、ジョホールはじめ馬來各地、ビルマ各地、仏印西貢に出張した。人によつてみじかい人は数ヶ月、長い人は一年半のあいだ、二、三ヶ所をまわつて、各地の英濠軍々事法廷、フランス軍々事裁判所に入出した。そして日本人弁護士として「法の使者」の役目に努力した。終戦後、初めての自由人として見聞するところ、学ぶところも多かつた。戦犯者である幾千の同胞、元陸海軍の将士、および軍属らの信頼と感謝とはわれ／＼に集められた。

聯合軍の戦犯裁判は直接はポツダム宣言に基くものである。が、その法的な規範は、一九四三年十月三十日附モスコ宣言および一九四五年八月八日附ロンドン協定の、二個の国際文書に規定する諸規定を、各国の分野に移したものである。各国法によつて、立法の形式に幾分のさうあがあつた。

戦争犯罪人は二種に区別される。